特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------|
| 4 | 固定資産税 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、固定資産税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|
| ①事務の名称 固定資産税 事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 地方税法及び明和町税条例に基づき、毎年1月1日現在において町内に土地・家屋・償却資産を有する義務者に対し固定資産税の賦課業務を行う。 | | | |
| ③システムの名称 | 1. 固定資産税システム(e-ADWORLD2) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | | | | |

固定資産税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項別表第一の16の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
|---------|--|---|
| ②法令上の根拠 | (別表第二における情報照会の材第1欄(情報照会者)が「市町村長法律及びこれらの法律に基づく教項) | 長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 税務課 |
|----------|------|
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
|---------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111 | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 税務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7113 | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|-------------|---|--------------------|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 17年6月30日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和 | 17年6月30日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|---|------------|--|--|--|--|--|
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | 1 |]委託しない | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や情報提供ネット | ・ワークシステムを | 通じた提供を除く。) [|]提供・移転しない | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) [|]接続しない(提供) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か | [十分である | 5] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | | |
|-------------------------------------|--|---|--|---------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である | 3] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | | <近 1) 1) 2)- 3) 3) | | | |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会は4情報性を確認している。 | B又は住所を含む3情 | 報による照会を原則とし、取得したマイナン | ノバーは、真正 | |
| 9. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 | [O] 内部 | \$P\$監查 [] 外部監查 | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行って | いる] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 | 1 |]全項目評価又は重点項目評価を | 実施する | |
| 最も優先度が高いと考えら れる対策 | <選択肢> 1) 目的外の入手が 2) 目的を超えた組 3) 権限のない者に 4) 委託先における 5) 不正な提供・移 6) 情報提供ネット 7) 情報提供ネット | が行われるリスクへの 付け、事務に必要の こよって不正に使用さ る不正な使用等のリス 転が行われるリスク・ ワークシステムを通じ ワークシステムを通じ の漏えい・滅失・毀損 | 漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 行われるリスクへの対策 寸け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 よって不正に使用されるリスクへの対策 不正な使用等のリスクへの対策 こが行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除いしているである。) 「一クシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 」一クシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 数育・啓発 | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 判断の根拠 | 住基ネットにて取得したマイナンバー記載の書類については、基幹システムへ入力後、速やかにシュレッダー処理している。 | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------------------------------|----------------|---------------------------------|---|------|--------------------------------|
| 平成29年6月15日 | I - 5 ② | 税務課長 北岡 和成 | 税務課長 松井 友吾 | 事後 | |
| 平成29年6月15日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 平成26年10月31日 時点 | 平成29年5月31日 時点 | 事後 | |
| 平成29年6月15日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 平成26年10月31日 時点 | 平成29年5月31日 時点 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | I - 5 2 | 税務課長 松井 友吾 | 税務課長 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 平成29年5月31日 時点 | 平成30年7月31日 時点 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 平成29年5月31日 時点 | 平成30年7月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ 一 1. 一 対象人数欄 | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 平成30年7月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 平成30年7月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅳ. リスク対策 | (様式変更に伴う記載内容追加) | Ⅳ全体を新たに記載 | 事後 | |
| ^{令和2年9月30日} I − 7. − 請求先 | | 総務課 | 総務防災課 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和1年5月31日 時点 | 令和2年9月30日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月30日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和1年5月31日 時点 | 令和2年9月30日 時点 | 事後 | |
| 完和3年8月20日 | | 番号法第19条第7項別表第二の27, 28, 29 の項 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) | 事前 | 番号法第19条に係る改正の 施行日に先立ち、事前に公表 |
| 令和3年8月20日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和2年9月30日 時点 | 令和3年8月20日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|---------------|---------------|------|-----------|
| 令和3年8月20日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和2年9月30日 時点 | 令和3年8月20日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月20日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和3年8月20日 時点 | 令和4年6月20日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月20日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和3年8月20日 時点 | 令和4年6月20日 時点 | 事後 | |
| 令和5年5月31日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和4年6月20日 時点 | 令和5年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年5月31日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和4年6月20日 時点 | 令和5年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | I - 7 請求先 | 総務防災課 | 総務課 | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和5年5月31日 時点 | 令和6年12月24日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和5年5月31日 時点 | 令和6年12月24日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | W - 8. | 記載なし | 8. に記載のとおり | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | Ⅳ -11. | 記載なし | 11. に記載のとおり | 事後 | |
| 令和7年6月30日 | Ⅱ 一 1. 一 時点日欄 | 令和6年12月24日 時点 | 令和7年6月30日 時点 | 事後 | |
| 令和7年6月30日 | Ⅱ 一 2. 一 時点日欄 | 令和6年12月24日 時点 | 令和7年6月30日 時点 | 事後 | |